

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成28年7月5日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年7月5日 (火) 午後3時30分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の有無 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の有無 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 会長       | 池 田 純   | 出          | 松隈       | 築 地 孝 彦 | 出          |
| 副会長      | 米 倉 薫   | 出          | 石動       | 大 坪 敏 博 | 出          |
| 2        | 江 口 啓 子 | 出          | 三津       | 中 村 康 行 | 出          |
| 3        | 高 尾 洋 子 | 出          | 大曲       | 柿 本 利 憲 | 出          |
| 5        | 大 澤 泰 久 | 出          | 吉田       | 北 島 知 典 | 出          |
| 6        | 橋 本 修 二 | 出          | 田手       | 山 崎 茂 人 | 出          |
| 7        | 古 川 義 國 | 出          | 豆田       | 大 隈 茂 次 | 出          |
| 8        | 木 下 大 学 | 出          | 箱川       | 岩 橋 孝 行 | 出          |
| 9        | 材 木 清 豊 | 出          |          |         |            |
| 10       | 中 島 弘 美 | 出          |          |         |            |
| 11       | 原 武 学   | 出          |          |         |            |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

|     |             |                       |
|-----|-------------|-----------------------|
| 事務局 | [局 長] 佐藤 吉宏 | 係長 手塚 奈穂子<br>係員 田中 貴章 |
|-----|-------------|-----------------------|

5. 議事録署名委員の指名 6 番 橋本 修二 委員 7 番 古川 義國 委員

6. 議 事

|       |                                             |     |
|-------|---------------------------------------------|-----|
| 第1号議案 | 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件                         | 1件、 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件                         | 2件  |
| 第3号議案 | 下限面積(別段の面積)の設定                              | 1件  |
| 第4号議案 | 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更申請に伴う<br>農業委員会の意見聴取案件 | 1件  |
| 第5号議案 | 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う<br>意見聴取案件   | 1件  |

〔開会 午後 3 時 30 分〕

- **事務局長** 皆さん、こんにちは。只今より平成 28 年 7 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さん、こんにちは 皆さん田植えも終わられて一息と言うところではないか  
と思います。たいへん雨が降ったとして、災害の危険な状況もあったと聞いております  
が、雨があがれば、蒸し暑く十分に体に気をつけていただきたいと思います。きょうの  
テレビで、T P P は秋の国会で審議するとの報道が、あっていましたが、どうもアメリ  
カのトランプさんもクリントンさんも反対をしているようですので、クリントンさんは  
前は賛成をしていたとして、今になって反対をしている。T P P はアメリカと日本の G  
D P が 85% ぐらいを占めている、この 2 カ国が入らないと T P P は終わるとの話しで  
す。大統領選がどうなるのかとは思いますが。それでは 7 月の総会を始めていきます。
- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 11 名ですので定足数に達して  
おります。総会は成立致します。推進委員は 8 名中 8 名です。それでは、吉野ヶ里町  
農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっております  
ますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
- 6 番 橋本 修二 委員 7 番 古川 義國 委員 議事録署名委員をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。

|         |                                               |      |
|---------|-----------------------------------------------|------|
| 第 1 号議案 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件                         | 1 件、 |
| 第 2 号議案 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件                         | 2 件  |
| 第 3 号議案 | 下限面積(別段の面積) の設定                               | 1 件  |
| 第 4 号議案 | 農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) の変更申請に伴う<br>農業委員会の意見聴取案件 | 1 件  |
| 第 5 号議案 | 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う<br>意見聴取案件     | 1 件  |

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入っていきたいと思います。農地  
法第 4 条の説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許  
可申請でございます。 整理番号 4 - 1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、

(告示：昭和 49 年 3 月 30 日) ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外と  
なっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、  
第 2 種農地と判断されます。転用目的である農業用倉庫の候補地選定の結果、他の土  
地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

**2 ページをごらんください。**図面下が管内図ですが、中央下の四角のところが、申請  
地です。

図面上の位置図で、申請ヶ所は図面中央上の申請地と表示している所です。行政区は  
横田の東山地区になります。

**3 ページ**は字図ですが、図面中央の、申請ヶ所は **2061 番地・2** で、申請地と表示してい  
る所です。北側の **2061 番地・8** が、平成 28 年 3 月 28 日農地転用許可済で転用実施中で  
す。

**4 ページ**は土地利用計画図で、盛土の図面中央右の計画建物と表示してあるところが今  
回の申請地で、図面右の **X-X`** 断面は東西方向の断面図で、西側から盛土の計画であり  
ます。

図面上の **Y-Y`** 断面は南北方向の断面図で、弱感、盛土をする計画であります。

雨水の路面排水は西側から北東方向の道路側溝へ排水する計画です。

**5 ページ**は計画建物の東側の建物の家財道具入れの外形図です。

**6 ページ**は西側の 3 区画の建物、保冷库、トラクター、テラーの農業用倉庫建の外形  
図です。

説明は以上です

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、高尾委員さんお願いし  
ます。

○ **3 番(高尾委員)** 私は現地を確認しましたが、特段問題はございません。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** この申請者の方は牟田建設の会社の北側に住んでおられて町道の拡幅で、立ち退  
きになりました。本来は住居分のみだったんですが、税金の関係で、小屋の方も立ち  
退きになりました。その関係で、住居の移転先のそばに所有農地があり、やむを得ず、

申請となったそうです。

質疑等はありませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** つづいて、第 2 号議案に入っていきたいと思います。農地法第 5 条の説明を求めます。

- **事務局長** 7 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可

申請でございます。整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり

（告示：昭和 49 年 3 月 30 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である駐車場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。顛末書案件（別添：顛末書及び現地写真）です。

8 ページが管内図ですが、申請地と中央上右に、記載されているところが申請地となっています。

9 ページが位置図ですが、申請地と左上に丸く囲っているところです。

10 ページの字図では申請地の場所ですが、中央の 2535 番地-6 と 2536 番地-8 と 2537 番地-1 と 2537 番地-3 で、申請地と記載されているところです。地区は下石動地区です。

続いて、11 ページは土地利用計画図です。申請地は図面左下側で、駐車場として、22 台駐車計画です。路面排水は、西側から東側へ南北の側溝に流す計画です。

12 ページの断面図は、土地利用計画図の A-A 断面で、申請地の南側部分の東西方向の断面図です。

13 ページの断面図は、土地利用計画図の B-B 断面で、申請地の北側部分の東西方向の断面図です。

14 ページは駐車場の配置図です。図面上に①～③までの部分が社員駐車場です。東側の中央の 2 区画が、業務用トラックの駐車場です。

15 ページの土地利用計画の面積計算表ですが、左下に集計表となっています。

16 ページは始末書です。読み上げます。始末書朗読

17 ページは、西側からの現況写真です。18 ページは北側からの現況写真です。

19 ページは南側からの現況写真です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、橋本委員さんお願いします。

○ **6 番（橋本委員）** 昨日申請人の方が私のところへ見えられました。申請内容を聞きました。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。

○ **議長** 申請人の前田さんが見えられました。

○ **申請人前田** です。よろしくお願いします。

○ **議長** 以前、議案書に書いてあるように平成 7 年に鏡運送さんが、こちらの方にでてられて農地転用により取得され、トラックラードを作ることとされていまして。その時にいっしょに購入されておりましたが、部分的に文化財のため問題があったことからこの申請地の農地につきましたは、斜面になっていたところで、段々での水田があったと記憶しているところですが、そのことで形状を修正するためには盛土しないと土砂が足りない。それでその分をはずして作業されていたということで、今回はさらに拡張して従業員などの駐車場にしたいとのことです。

質疑のある方はお願い致します。ございませんか。

○ **（大坪委員）** わたしは石動地区の推進委員ですが、大型車はどの道路を通っていきますか、下石動から町道を通って北の上石動から上峰の鳥越の方へ通行しますか。

○ **申請人前田** 北の上石動から上峰の鳥越の方へ通行しているのはリサイクル工場に運んでいる車です。

○ **（大坪委員）** わたしは、上石動からですが、上石動から上峰の鳥越の方へ通行しているのなら上石動の地区内の道路がせまいので、大型車はできれば、通行は控えてもらえないか。国道 385 号線から入ってもらえないか。

- 申請人前田 そのようにしたいとは考えています。
  - (大坪委員) 是非そのように御願います。
  - 申請人前田 はい
  - 議長 他にございませんか。
  - 6 番(橋本委員) きのう聞きそびれたんですけど、現在雨水はどのようにされていますか。
  - 申請人前田 今は上の段は側溝を入れて溜め桝を作って流しており、今度は石垣側のほうに側溝を入れて用悪水路を通して下のほうに流す計画にしています。
  - 6 番(橋本委員) トラックが出入りするならば、油が落ちるですね。
  - 申請人前田 油を落ちてはいけないんですけど、全然落ちないようには、保証はできません。
  - 6 番(橋本委員) 農地ですので、対策を考えてもらえないでしょうか。
  - 申請人前田 油水分離槽を考えたいと思います。
  - 議長 他に質疑のある方はお願い致します。ございませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  - 議長 つづいて、第 2 号議案に入っていきたいと思います。農地法第 5 条の説明を求めます。
  - 事務局長 20 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請でございます 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和 49 年 3 月 30 日) ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。
- 農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である物流センターの候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
- 21 ページの字図では申請地の場所ですが、黒塗りしている 2029 番地-1、2068 番地-2、2079 番地-1、2085 番地-1、2087 番地-1、2090 番地です。地区は下石動地区です。

22 ページが位置図ですが、申請地と中央に黒く線で囲ってあるところの隣で開発区域の北で、薄く色塗りされている所です。

23 ページは造成計画平面図で、敷地進入路は北西から東へ計画され、建物配置は中央に倉庫、西側に事務所、北側に駐車場、南側に調整池などを計画されているところです。

24 ページが給水・排水計画平面図ですが、上水は図面左下の北西側の町道から中央の倉庫の北西の消火栓への給水と図面下の西側の事務所に給水する計画です。

雨水排水は、西側は事務所の東を南北に、他の東、北、南側は敷地周囲を FS 側溝 300 mm で集水して南側の調整池に流す計画です。

25 ページは調整池の計画図です。左下は調整池の平面図です。右下は計画断面図ですが、A-A 断面では、敷地の南西から北東の断面で、放流部は高さ 3.65m の重力式擁壁の下を横断暗渠 450mm で流し、可変測溝 500mm を経由して横断暗渠 450mm で、町道を横断して水路に流す計画です。その右横の B-B 断面は調整池の中間部分の断面で、図面左側、北側がブロック積で高さはこの場所で、3.23m で、右側は高さ 3.65m の重力式擁壁の計画です。

26 ページの造成計画平面図 1 では、盛土計画が黒塗り部分で、白い部分が切土部分です。法面は切土法面が多い状況です。

27 ページの造成計画断面図では、①-①断面は西側はブロック積、東は盛土の法面その右横の②-②③-③④-④⑤-⑤は南北の断面で、②-②は町道からの進入口、③-③は両側ブロック積と調整池、④-④は西側はブロック積、北側進入路⑤-⑤は法面部分などの計画です。

28 ページの造成計画断面図 2 では進入路の舗装構成、関係各構造物、ブロック積、重力式擁壁、水路、測溝、法面保護などの計画図です。

29 ページは倉庫平面図です。30 ページは倉庫立面図と倉庫断面図です。31 ページは事務所平面図です。

32 ページは事務所立面図です。33 ページは倉庫求積図と事務所求積図、事務所断面図です。

説明は以上です。



- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、橋本委員さんお願いします。
- **6 番（橋本委員）** 私は地区の役員をしております地区との話もされました。それで、油水分離槽の設置をしてもらうこととそれとトラブルについては、地区には迷惑かけませんとの誓約書をもらっています。
- **議長** はい、西日本トラストからみえています。自己紹介をお願いします。
- **申請者** こんにちは、西日本トラストの井上です。よろしくお願いします。西日本トラストの法人部の牟田と言います。よろしくお願いします。
- **議長** はい、地元の委員さんからは油水分離槽の設置をすることと地区としては賛成ですと言われましたが、他に質疑のある方はお願い致します。
- **（山崎委員）** 調整地には子供が侵入しないように対策はされていますか。
- **申請者牟田** 県の開発基準で、忍び返しのついたフェンスを周囲に設置することとドアに鍵がかかるように細工することを県から指導があり、5月に県の河川砂防課と協議しております許可をもらっています。
- **（山崎委員）** 最近は大雨がひどいので、調整地に貯めるようになっていっていると思いますが、下流には農業用水とか流されると思いますので、そのことは大丈夫ですか。
- **申請者牟田** これも県の規制がありまして、30年に1回の大雨を対応するようにしています。計算上は139mmで、計算しているんで、この調整地に2万㎡を溜めて15cmか20cmの穴をあけて24時間かけて流すので、いままでより水量は減ります。またなかに堤防のようなものを作るんですね。30年に1回の大雨になるとそこからオーバーフローして落ちるようにしています。ここがオーバーフローしてあふれるようになったときは、ここ以外も、周囲の田畑は水害で、水浸しになっていると思います。この内容で、県の規制としては許可をとるようにしています。
- **（山崎委員）** 問題なければ、いいんですけれども、いままでも大雨問題はいろいろありまして下流からそのたび、水はけが悪くなってあふれるとの問題がありましたので、どうかなどは思います。
- **申請者牟田** いままで開発をさせていただくなかでは、県の認可を得たところで、調

整地からあふれたということは、聞いたことはありません。いままでは大雨の時に直接一気に流れていたと思いますが、今度はこの調整地からに貯留するので、その分の水量が、24 時間かけて流すのでいままでより水量は減ります。

- 議長 この下流は切通川のほうに流れていきます。他にございませんか。
- 6 番（橋本委員）、油水分離槽はどこにありますか。
- 申請者 牟田 この図面には表示していませんが、実際、調整地の工事に入る前に地区にお渡ししていた図面通りに施工するようにしています。
- 6 番（橋本委員）、2 ヶ所設置してもらうとのことでしたでしょう。
- 申請者 牟田 実際、調整池の工事に入る前に 2 ヶ所施工するようにしています。  
図面は県への進達書類にははいっています。
- 6 番（橋本委員）、必ず施工をお願いします。
- 申請者 牟田 地区との約束事ですので、工事の現場指示のときに指摘します。
- 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- 議長 第 3 号議案 下限面積（別段の面積）の設定についてを事務局の説明をお願いします。
- 事務局長 34 ページをお願いします。第 3 号議案 下限面積（別段の面積）の設定についてを朗読。方針として、現行の下限面積（別段の面積）50 アールの変更は行わない。

理由としまして、農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用についてですが、これは、1. 営農条件が概ね同一と認められる地域とか、2. 面積の単位はアールとし、面積は 10a 以上であること、3. 設定区域内における面積未満の事業者数がその地域の事業者数の総数の 40/100 を下まわらないように算出するものであること。いろいろ状況を考えてということになるかと思います。また、農地法第 30 条では、農業委員会は毎年 1 回その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとなっておりまして、平成 27 年度の農地法第 30 条の規程に基づく利用状況調査の結果、

吉野ヶ里町管内では、集団的土地利用で、面的集積により農地の有効利用を図っている状況であることから、集落の営農体系に支障がないようにすることが、大前提でなければならない。安易な農地取得が集落の営農体系に支障をきたすことがないように下限面積は、現行の 50 アールを維持する。

また、農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用についてですが、平成 27 年度の農地法第 30 条の規程に基づく利用状況調査の結果、吉野ヶ里町管内の遊休農地率は、1 パーセントと低い現状であるためです。事務局の案として今回この案で、上げさせていただきます。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の方から下限面積についての説明がありました。今回は今まで通り 50a としたいとの事務局の案です。このことについて、皆様方のご意見を聞きたいと思います。ご意見のある方お願いします。
- **1 番（米倉委員）** 昨年度も 10a くらいでの農地を取得して苺を栽培したいとか議題で上がったんですけど、新規就農者での米麦等でなく、果樹とか苺などの施設園芸で 50a 以上を所得しようとする人はいないと思います。新規就農者の窓口としてもそのことを考慮した対応もあったほうがいいとして、下限面積自体については 50a 以上必要としても特例として、下限面積でなくて法人が年 1 回報告していますが、そういう形とかして農業委員会で、審議して 10a くらいでの取得可能な特例はもうけられないかと思いますけど。
- **議長** 昨年、前委員さんの時の審議ですけど石動農産で施設園芸の経験を積んでおられる方が、新規就農者の形になるかですけど、苺などの施設園芸で農地取得をしたいとの議案でしたが、下限面積を決めておりませんでしたけれども、前委員さんの時の審議では、施設園芸の場合、その都度状況も勘案して特別許可として 30a 程度でもいいとして許可した経緯がありました。今後はそう言ったケースが出てきた場合は、その都度、委員さん方にお計りすることで、進めていきたいと思いますので、いかがでしょうか。下限面積については、別段面積は設定しないで、その申請案件があった場合にご審議していただくことでよろしいでしょうか。

他に質疑のある方はお願いします。質疑ございませんか。特にご質疑もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。

- **議長** はい、次の 4 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件についてをお願い致します。

事務局の説明をお願いします。

**事務局長** 35 ページをお願いします。

**（事務局長）** 4 号議案 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件の説明を致します。

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件、整理番号（農振-1）を朗読。申請人、申請理由により、農用地区域への編入について、農業委員会に意見伺いがあっています。

申請場所は、位置図が 39 ページに付いていますが、申請地の地番は田手ですが、箱川上分地区に接している場所に位置しています。もう 1 ヶ所は 47 ページに位置図が付いていますが、箱川下分地区の東に位置しています。

後の内容は、農林課から説明致します。

- **農林課荒木** 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請について朗読。

申請理由として 2 ヶ所とも申請地周辺のうち、申請地のみが白地となっており、今後周辺農地（青地）と合せた農用地として一体的に利用するため、農用地に編入したいとの理由です。

- **議長** ご質疑ございませんか。

- **6 番（橋本委員）** 農振白地と青地の違いは、

- **議長** 農振農用地と指定されたら（青地）農振地域で、農用地でない場合は（白地）となっています。

- **農林課荒木** 41 ページ、49 ページの農業地図の縦線の地番は青地、横線の地番は白地になります。

- **議長** 農林課で、地番ごとに管理されています。

- **事務局長** 農業の公共投資、農業関係の補助を申請するためには、農振農用地（青地）

でないとできないので、申請理由にもなります。

- **農林課荒木** 農用地でない場合（白地）ですと暗渠排水の事業の対象とならない。  
また中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金の対象にもならない。
  - **6番（橋本委員）** 農地としてはかわらないのに、違うのはなぜですか。
  - **議長** この申請地は、圃場整備事業をされているので、農振農用地（青地）に区分されているべきですが、なぜか理由わからないが、農用地でない場合（白地）に区分されていた。今回は本人の申請という形でしてもらっていますが、今後もこのようなケースがあれば編入を進めてくださいと話しています。
  - **5番（大沢委員）** 再確認ですが、41 ページの農業地図は農業地図の縦線（青地）、横線（白地）の地番が、混じっていますが、そのことですか。
  - **議長** はい、41 ページの農業地図の農業地図縦線（青地）、横線（白地）の地番の表示が、右の欄外にあります。
  - **5番（大沢委員）** 農振農用地（青地）の場合は青地）の場合は基本的には農地転用するときははずさないといけないのか。
  - **議長** 農振農用地（青地）の場合は、基本的には農地転用できない。どうしても場合は、まず農振農用地（青地）の除外を行なわなければならない。またその農地が、農用地でない場合（白地）であっても周囲が農地ばかり等の場合は農地転用できない。このような条件がかかってくるということです。
- 他にございませんか。はい、質問もないようでございますので、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について承認いただける方は挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。承認ということで、いきたいと思います。
- **議長** はい、次の 5 号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う意見聴取案件についてお願い致します。
  - 事務局の説明をお願いします。
  - **事務局長** 53 ページをお願いします。

5 号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う意見聴取

案件についてということでこの件につきましては、農林課の方で説明をしていただきますので、よろしく御願います。

- **農林課 葉山** 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う意見聴取案件についてとしまして、**55** ページから願います。

今回、佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部改正に伴い、町の基本的な構想も改正する運びとなっています。大まかな改正の理由としまして、地域の農業従事者の生産所得の減少と、農産物の販売価格、農業経営継承が、変化していることや農地法の改正により、農業生産法人の呼称が、農地所有適格化法人と変更になりました。また吉野ヶ里町畜産農家が、いらっしゃらなくなったことでの変更を掲げております。経営者は 86 ページになりますが、改正案との新旧対照表から先ほど地域の農業従事者の生産所得の減少に伴う内容で、要点としましては、87 ページの右下の下から 3 行目の主たる従事者の 440 万円程度から 400 万円程度への変更に伴い、認定農業者を認定する際の指標としている 400 万円程度ですけど、かならずしも 400 万円程度を越えていなければ、認定農業者に認定されないということではなく、目標金額として 400 万円をかせげたり、また地域の担い手農家として地域活動されている方を認定農業者として審査していただいております。

次の 89 ページからは営農類型ですが、基本的に個別の経営体の経営する際の県の指標を基に吉野ヶ里町の指標としております。

大きくは、農業所得が 440 万円程度から 400 万円程度に変更と、作付け面積の減少、営農類型の変更による減少を変更しております。

109 ページですが、機構改革に伴い、吉野ヶ里町の農業の繁栄のためにいままでは、中部農林事務所の範囲内でしたが、今回の改正により、東部農林事務所を事業推進体制としての関係団体として、連携する対象として追加させていただきました。

説明は以上です。

- **議長** はい、農林課からの説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願い致します。

説明で問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う意見聴取案件について承認いただける方は挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。承認ということで、いきたいと思います。

予定しておりました議題につきましては、一応、本日の案件はすべて終了致しました。これをもちまして、本日の総会は終わります。

閉会午後 17 時